

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第21号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 公益財団法人大阪市救急医療事業団

所管所属：健康局

通知日：令和6年7月2日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1 (1)	1 本法人の会計処理について改善を求めたもの (1) 消費税等の納付について 令和4年度において、消費税等に係る中間納付税額（納付期限：令和5年2月28日分）について、納付期限内ではなく令和5年4月20日に納付がなされていた。なお、納付期日の超過により、税務署より延滞税が課されている。 【指摘事項1 (1)】 本法人は、電子申告を利用して税務申告と納付手続を同時に行う手段を講じるなど、納付忘れが生じない手順を構築されたい。また、複数人で支払事務をチェックするなど支払漏れが生じない体制を構築されたい。	・令和6年2月13日に税金全般の支払の確認のためのチェックリスト「納期限一覧表」を作成し、次回の納付（令和6年2月）以降は、税務署から納付書が届き次第、速やかに納付決裁を行い、電子納税を利用して納付を行うこととした。また、担当者が納付書を受領しても納付決裁を失念する場合のリスクに備え、確定申告を行った時点（毎年5月）に確定する「当該年度の納付時期のスケジュール」を共有することとした。 ・令和5年度の第3回目中間申告分については、令和6年2月に納付書が届いた時点で決裁を行い、電子納税により速やかに納付を完了した。今後もチェックリストに則って、支払漏れが生じないように対応する。	措置済	令和6年2月13日
1 (2)	(2) 貸倒引当金の見積り計算について 令和4年度決算において計上すべき貸倒引当金の金額について、令和4年度末日時点における窓口未収金残高に対して回収不能額を見積るべきところを、令和4年度期首時点における窓口未収金残高に対して回収不能額を見積り、貸倒引当金額を計上していた。この結果、令和4年度決算における貸倒引当金期末残高及び貸倒引当金繰入額について、誤った金額が計上されていた。 【指摘事項1 (2)】 本法人は、財務諸表等の作成に当たっては、担当職員以外の上位者が記載に誤りがないかチェックを行う等、正しい財務諸表等が作成される仕組みを講じられたい。	・令和6年2月13日、財務諸表等の資料作成の際に、今回の監査での指摘事項等、今後人的ミスが想定される項目を整理し、チェックリストを作成した。 ・チェックリストでは、貸倒引当金の見積もり計算等、財務諸表の作成にあたっては決裁により担当者以外の上位者が記載に誤りがないかのチェックを行うこととし、起案者は、決裁権者が数字の根拠をチェックするために必要となる、窓口未収金の不能欠損金が確立した資料等を添付することとした。	措置済	令和6年2月13日
1 (3)	(3) 固定資産における減価償却方法について これまで法人として固定資産の購入を行ってこなかったこともあり、工具器具備品については、会計規則を確認せずに税法の観点から定率法と思い込んで処理してしまったことが原因である。 【指摘事項1 (3)】 会計規則を正確に把握するとともに、会計規則と実際の会計処理に矛盾が生じないよう、規則に沿った会計処理を行う、または、会計規則を改正するなどの措置を講じられたい。	・実際の会計処理は定率法であるため、当団体の会計規則を改正し、令和6年3月1日から償却方法を定率法で行う規定に改めた。これにより、会計規則と実際の会計処理の矛盾を解消した。	措置済	令和6年3月1日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2 (1)	2 財務諸表の開示について改善を求めたもの (1) 財産目録の記載について 令和4年度の財産目録の流動負債の未払金について相手先ごとの内訳の記載に誤りがあった。 【指摘事項2 (1)】 本法人は、財務諸表等の作成にあたっては、担当職員以外の上位者が記載に誤りがないかのチェックを行う等、正しい財務諸表等が作成される仕組みを講じられたい。	・令和6年2月13日、財務諸表等の資料作成の際に、今回の監査における指摘事項等、今後人的ミスが想定される項目を整理し、チェックリストを作成した。 ・チェックリストでは、流動負債の未払金の財産目録の作成にあたっては、未払担当部門も含めた合議の決裁により、担当者以外の上位者が記載に誤りがないかのチェックを行うこととし、起案者は、決裁権者が数字の根拠をチェックするために必要となる資料等を添付することとした。	措置済	令和6年2月13日
2 (2)	(2) 注記の記載について 関連当事者との取引の内容に関する注記について、関連当事者ごとに取引の種類別の取引金額として記載されている金額が決算手続途上の数値であり、最終金額による記載がなされていなかった。 【指摘事項2 (2)】 本法人は、財務諸表等の作成にあたっては、担当職員以外の上位者が記載に誤りがないかのチェックを行う等、正しい財務諸表等が作成される仕組みを講じられたい。	・令和6年2月13日、財務諸表等の資料作成の際に、今回の監査における指摘事項等、今後人的ミスが想定される項目を整理し、チェックリストを作成した。 ・チェックリストでは、関連当事者との取引内容にかかる資料作成にあたっては、決裁により担当者以外の上位者が記載に誤りがないかのチェックを行うこととし、起案者は、決裁権者が数字の根拠をチェックするために必要となる正味財産増減計算書の受託収益の金額がわかる資料を添付することとした。	措置済	令和6年2月13日
3	3 コンプライアンス研修の実施について改善を求めたもの コンプライアンス研修の実施状況について、平成27年2月開催の職員研修以降の開催記録が確認できず、その後のコンプライアンス知識のアップデートや、新規採用職員等に対するコンプライアンスに関する研修が実施されていなかった。 【指摘事項3】 本法人は、関係職員全員がコンプライアンスについて正しい知識を身につけられるよう、コンプライアンス研修を定期的に開催するなど効果的な対策を講じられたい。	・令和6年1月25日の決裁により、令和6年1月～3月19日に全職員を対象とするコンプライアンス研修の実施を決定した。 ・令和6年3月1日にコンプライアンス規程を改正して、定期的に毎年10月にコンプライアンス研修を実施することとした。	措置済	令和6年3月1日